

第2回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨	
日 時	平成24年12月5日(水曜日) 午後7時～午後8時
会 場	太宰府市 いきいき情報センター多目的ホール
公開・非公開	公開(傍聴11人)
出席者	嶋田暁文 出水 薫 福廣和美 渡邊美穂 森田正嗣 田中立夫 藤本史子 水本正人 山村賢三 有吉耕造 上田節子 (欠席) 高瀬昭登
プログラム	1、開会 2、市長挨拶 3、会長挨拶 議事 議題1 現在までの経緯 質疑応答 閉会
協 議	議題1 現在までの経緯 (資料①～⑧参照) 資料1 体制図 ・市民会議に幹事会を設置 資料2 全体スケジュール ・審議会→第2回審議会(3月2日)延期→(12月5日) ・まちづくり市民会議→11回開催 ・幹事会→14回開催 ・協働のまちづくり推進委員会→13回開催 ・事務局 ・他→フォーラム、学習会の開催 資料3 まちづくり市民会議の構成 ・検討項目や作業の詳細 資料4 課題テーマの一覧表 ・事例:第6回まちづくり市民会議の成果 資料5 課題テーマの分析シート ・事例:「議会」 資料6 条例制定の手法 ・振り分け→一覧表→盛り込むべき素材→条例素案 資料7 これまでの検討経緯 ・まちづくり市民会議・幹事会・協働のまちづくり推進委員会 資料8 ニュース1～10号 *予定 来年3月に中学生を対象とした自治基本条例ワークショップの開催 質疑応答 条例案文の作り方 ⇒自治基本条例は議会基本条例と併存しうるものとして考える。 ⇒市民会議の条例に盛り込むべき要素(箇条書きあるいは条文案)提案を尊重しつつ、審議会が追加意見を出したり、修正したりしながら、是々非々で審議し、答申案として条例案文を作る。 ⇒作成途中で一度、条例に盛り込むべき要素を審議したい。 ⇒審議会には条例に盛り込むべき要素について、会長の指示で幹

	<p>事に説明を求めたり質問をする方針を決議する。 ⇒幹事会は審議会での発言が市民会議全体の意見を代表するよう留意する。 ⇒審議会は答申前に市民会議に条例案文を示し、審議の結果を説明する。</p> <p>市民会議について ⇒行政主導ではなく、市民と行政の協働で条例に盛り込むべき要素作りに熱心に取り組んでいる。 ⇒その結果、8回の予定が倍以上かかりそうだが仕方ない。 ⇒一方、効率化を図る必要がある。 ⇒まとめかたについては、やや個別具体的なレベルでまとめすぎであり、今のままでは条例に活かすのが難しい。そこで、もう少し抽象度を高めた形で議論をまとめることを勧める。 ⇒また、条例には価値基準を表現する「ルールのためのルール」を作ることを勧める。</p> <p>閉会 ・次回審議会は、市民会議の状況によって開催時期を決める。</p>
予 定	